

改正

平成28年12月14日条例第48号

小田原市墓地等の経営の許可等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定に基づく墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等に係る手続、基準等を定めることにより、墓地等の経営の安定性及び持続性を確保するとともに、市民生活における墓地等と周辺環境との調和を図り、もって公衆衛生の向上と公共の福祉に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(経営の主体)

第3条 法第10条第1項の規定により許可を受けて墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 地方公共団体

(2) 宗教法人（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人をいう。以下同じ。）で、市内に主たる事務所を規則で定める期間以上継続して有するもの

(3) 墓地等の経営を目的とする公益社団法人又は公益財団法人（以下「公益法人」という。）で、市内に主たる事務所を有するもの

(事前相談)

第4条 法第10条第1項の規定により墓地等の経営の許可（以下「経営許可」という。）を受けようとする者は、次条第1項に規定する協議を行う前に、当該墓地等の経営の構想を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により届出があったときは、当該経営許可を受けようとする者の相談に応じ、当該墓地等の経営の計画（以下「墓地等経営計画」という。）を適切に策定するよう、必要な指導及び助言を行うものとする。

(事前協議)

第5条 経営許可を受けようとする者は、当該墓地等経営計画について、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

2 前項の規定により協議を行う場合は、次に掲げる事項を記載した墓地等経営計画協議書を市長に提出しなければならない。

- (1) 経営許可を受けようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 墓地等の名称及び所在地
- (3) 墓地等の概要
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の墓地等経営計画協議書には、次に掲げる書類（経営許可を受けようとする者が地方公共団体である場合にあっては、第8号に掲げる書類を除く。）を添付しなければならない。

- (1) 墓地等の土地の登記事項証明書
- (2) 墓地等の設計図
- (3) 墓地等の付近の見取図
- (4) 墓地等を経営しようとする理由を記載した書類
- (5) 墓地等の土地及び隣接地の公図の写し
- (6) 宗教法人又は公益法人の登記事項証明書
- (7) 公益法人の定款又は宗教法人法第12条第1項に規定する宗教法人の規則
- (8) 規則で定める期間に係る墓地等経営計画の収支見込書及び資金計画書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める書類
(経営計画の周知)

第6条 経営許可を受けようとする者は、墓地等経営計画の周知を図るため、規則で定める日までに、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 墓地等経営計画の概要を記載した標識を当該計画敷地（墓地等経営計画に基づき、墓地等を設けるために必要な土地の区域をいう。）の外部から見やすい場所に第21条第3項に規定する工事完了検査済証の交付を受ける日まで設置すること。
- (2) 近隣住民等（規則で定めるものをいう。以下同じ。）に対し、墓地等経営計画の概要について説明会を開催し、速やかに、その説明会の内容その他規則で定める事項について、規則で定めるところにより市長に報告すること。

2 市長は、前項第2号の規定による報告があったときは、規則で定めるところにより当該報告の内容を一般の閲覧に供するものとする。

(近隣住民等との協議)

第7条 経営許可を受けようとする者は、近隣住民等から墓地等経営計画について規則で定める日までに次の各号のいずれかに該当する意見の申出があった場合は、当該申出をした者と協議しなければならない。この場合において、当該申出をした者は、当該意見を申し出た旨を市長に報告するものとする。

- (1) 公衆衛生その他公共の福祉の観点からの意見
- (2) 墓地等の構造設備と周辺環境との調和についての意見
- (3) 墓地等の建設工事の方法等についての意見

2 経営許可を受けようとする者は、前項の規定による協議を行ったときは、速やかに、その概要を規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

3 前条第2項の規定は、前項の報告があったときに準用する。

(手続の省略)

第8条 第5条から前条まで(第18条第1項において準用する場合を含む。)の規定による手続について、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、手続の全部又は一部を行わないことができる。

(自主的解決)

第9条 経営許可を受けようとする者及び近隣住民等は、墓地等の設置等に際して紛争が生じた場合は、相互の立場を尊重し、自主的に解決するよう努めなければならない。

(経営許可の申請)

第10条 経営許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した墓地等経営許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 第5条第2項第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の墓地等経営許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、添付すべき書類の一部を省略することができる。

- (1) 宗教法人又は公益法人の意思決定機関において墓地等の経営を行うことを決定したときの議事録の写し
- (2) 第5条第3項第1号から第8号までに掲げる書類(経営許可を受けようとする者が地方公共団体である場合にあっては、同項第8号に掲げる書類を除く。)
- (3) 墓地等の経営に当たり、宗教法人法第5条第2項第2号及び第3号に規定する宗教法人を

包括する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあつては、承認書の写し

(4) 第7条に規定する近隣住民等との協議を行ったときは、その協議内容等を記載した報告書

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(経営許可)

第11条 市長は、経営許可の申請があつた場合において、当該申請に係る墓地等の経営が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、経営許可をしてはならない。

(1) 第3条及び次条から第15条までの規定に適合していること。

(2) 第6条第1項各号に掲げる措置を講じていること。

(3) 第7条第2項の報告を行つていること。

(4) 地方公共団体が経営しようとする場合を除き、当該申請をする時に規則で定める額を超える当該墓地等の設置等に係る資金を有し、かつ、当該墓地等の設置等に要する費用の一部を借り入れる場合の借入先が銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行その他規則で定める金融機関であること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、墓地等経営計画が、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるものであること。

2 市長は、経営許可をしたときは、申請者に対し墓地等経営許可書を交付するものとする。

3 市長は、経営許可をするに当たつて、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。

(設置場所の基準)

第12条 墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。

(1) 地方公共団体が経営しようとする場合を除き、墓地等を経営しようとする者が所有し、かつ、抵当権の設定等がなされていない土地であること。

(2) 墓地等の境界線と人が現に居住し、又は使用している建物との最短の距離が110メートル（火葬場にあつては、300メートル）以上であること。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。

(3) 飲用水を汚染するおそれのない土地であること。

(墓地の構造設備基準)

第13条 墓地の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 給水設備及び排水設備を設けること。
- (2) 管理施設、便所、規則で定める規模以上の駐車場その他墓地を利用する者に便益を供するための施設を設けること。ただし、市長が適当と認めるときは、これらの施設の一部を当該墓地に近接した場所に設けることができる。
- (3) 墓地内の通路は、規則で定める有効幅員以上であること。
- (4) 緑地面積の墓地の敷地面積に対する割合が、規則で定める割合以上であること。
- (5) 植樹等により、隣接地等外部と明確に区分されること。
- (6) 崖崩れ等による災害を防止するための安全上必要な措置を講ずること。

(納骨堂の構造設備基準)

第14条 納骨堂の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号に規定する耐火構造であること。
- (2) 換気設備を設けること。
- (3) 出入口及び納骨装置は、施錠ができる構造であること。ただし、納骨装置の存する場所への立入りが納骨堂を管理する者に限られている納骨堂にあつては、この限りでない。

(火葬場の構造設備基準)

第15条 火葬場の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 給水設備及び排水設備を設けること。
- (2) 管理施設、待合所、便所、規則で定める規模以上の駐車場その他火葬場を利用する者に便益を供するための施設を設けること。
- (3) 火葬炉は、防じん及び防臭の十分な能力を有する設備であること。
- (4) 収骨室及び遺体保管室を設けること。
- (5) 収骨容器等を保管する施設を設けること。
- (6) 残灰庫を設けること。
- (7) 緑地面積の火葬場の敷地面積に対する割合が、規則で定める割合以上であること。
- (8) 植樹等により、隣接地等外部と明確に区分されること。

(管理者の遵守事項)

第16条 法第12条に規定する墓地等の管理者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 墓石等の所有者を把握しておくこと。
- (2) 墓石等が倒壊し、又は倒壊するおそれがあるときは、速やかに安全措置を講じ、又は墓石等の所有者に同様の措置を講ずるよう求めること。

- (3) 墓地等を清潔に保持すること。
 - (4) 老朽化し、又は破損した墓地等の修繕等を行うこと。
- (変更許可等)

第17条 法第10条第2項の規定により墓地等の変更（墓地にあつては、墳墓を設ける区域の変更及び区画数の変更（規則で定める数以上の区画数を変更する場合に限る。）を含む。）又は墓地等の廃止の許可（以下「変更許可等」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した墓地等変更許可申請書又は墓地等廃止許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 墓地等の経営者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 墓地等の名称及び所在地
- (3) 墓地等の変更の内容又は廃止予定年月日
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の墓地等変更許可申請書には第1号から第10号まで（変更の許可を受けようとする者が地方公共団体である場合にあつては、第9号を除く。）及び第12号に掲げる書類を、同項の墓地等廃止許可申請書には第1号、第2号、第4号から第7号まで及び第10号から第12号までに掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、添付すべき書類の一部を省略することができる。

- (1) 宗教学法人又は公益法人の意思決定機関において墓地等の変更又は廃止を行うことを決定したときの議事録の写し
- (2) 墓地等の土地の登記事項証明書
- (3) 変更に係る墓地等の設計図
- (4) 墓地等の付近の見取図
- (5) 墓地等を変更又は廃止しようとする理由を記載した書類
- (6) 墓地等の土地及びその隣接地の公図の写し
- (7) 宗教学法人又は公益法人の登記事項証明書
- (8) 公益法人の定款又は宗教学法人法第12条第1項に規定する宗教学法人の規則
- (9) 規則で定める期間に係る墓地等経営計画の収支見込書及び資金計画書
- (10) 墓地等の変更又は廃止に当たり、宗教学法人法第5条第2項第2号及び第3号に規定する宗教学法人を包括する宗教学法人の承認が必要な宗教学法人にあつては、承認書の写し
- (11) 改葬の内容を明らかにした書類又は埋葬及び埋蔵のない事実を証明する書類
- (12) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める書類

3 市長は、変更許可等をしたときは、墓地等の変更にあつては墓地等変更許可書を、墓地等の廃止にあつては墓地等廃止許可書を交付するものとする。

4 第11条第1項（第2号及び第3号を除く。）及び第3項の規定は墓地等の変更の許可について、同項の規定は墓地等の廃止の許可について準用する。

（墓地等の拡張に係る準用）

第18条 第4条から第7条までの規定は、前条の規定による変更の許可を受けようとする者であつて、墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を規則で定める規模以上変更しようとするものに準用する。

2 前項の規定の適用がある場合における前条第4項の規定の適用については、同項中「第11条第1項（第2号及び第3号を除く。）」とあるのは、「第11条第1項」とする。

（申請事項変更届）

第19条 墓地等の経営者は、墓地等の構造設備の変更（変更許可等に係るものを除く。）をしようとするときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した墓地等申請事項変更届を市長に提出しなければならない。

- （1） 墓地等の経営者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- （2） 墓地等の名称及び所在地
- （3） 墓地等の構造設備の変更の内容
- （4） 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 墓地等の経営者は、次の各号のいずれかに該当する事項に変更のあつたときは、速やかに、当該変更事項の内容を記載した墓地等申請事項変更届を市長に提出しなければならない。

- （1） 墓地等の経営者の名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地
- （2） 墓地等の名称又は所在地
- （3） 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前2項の墓地等申請事項変更届に添付すべき書類については、規則で定める。

（都市計画事業等による墓地又は火葬場の新設等の届出）

第20条 法第11条の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があつたものとみなされた場合は、当該墓地又は火葬場の経営者は、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

（工事完了の届出等）

第21条 墓地等の経営者は、許可に係る工事が完了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載

した墓地等工事完了届を市長に提出しなければならない。

- (1) 墓地等の経営者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 墓地等の名称及び所在地
- (3) 工事が完了した日
- (4) 許可条件の履行状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の墓地等工事完了届に添付すべき書類については、規則で定める。

3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、当該工事が許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、適合していると認めたときは、工事完了検査済証を墓地等の経営者に交付するものとする。

4 墓地等の経営者は、前項の工事完了検査済証の交付を受けた後でなければ、許可に係る墓地等を使用してはならない。

5 市長は、必要に応じ、墓地等の経営者に対し、許可に係る工事の進捗状況に関する報告を求めることができる。

(勧告)

第22条 市長は、第4条から第7条まで（第18条第1項において準用する場合を含む。）に規定する手続が正当な理由がなくなされていないと認めるときは、墓地等の経営許可又は変更許可等を受けようとする者に対し、必要な勧告をすることができる。

(公表)

第23条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、その者に意見陳述の機会を与えなければならない。

(立入調査)

第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、墓地又は納骨堂に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に法第10条の規定により許可を受けている墓地等の設置場所及び構造設備については、当該墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更する場合を除き、第12条から第15条までの規定は、適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に法第10条の規定により行われている本市の区域内における墓地等の許可に係る申請についての許可の方法及び墓地等の構造設備基準については、この条例の規定にかかわらず、神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例（平成14年神奈川県条例第68号）の規定を適用する。

附 則（平成28年12月14日条例第48号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条の規定により許可を受けている墓地等の経営の主体及び設置場所については、当該許可に係る墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更する場合を除き、この条例による改正後の小田原市墓地等の経営の許可等に関する条例第3条及び第12条の規定は、適用しない。
- 3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の小田原市墓地等の経営の許可等に関する条例第4条第1項（同条例第18条において準用する場合を含む。）の規定による届出又は同条例第17条第1項の規定による申請が行われたものに係る墓地等の経営の許可等に係る手続、基準等については、なお従前の例による。